

人口減少・少子高齢化対策特別委員会会議記録

人口減少・少子高齢化対策特別委員長 土居 昌弘

1 日 時

平成28年3月23日（水） 午前10時13分から
午前11時30分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

土居昌弘、御手洗吉生、阿部英仁、木付親次、嶋幸一、後藤慎太郎、羽野武男、
馬場林、吉岡美智子、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 草野俊介 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 子どもの貧困対策について調査した。
- (2) 今後の調査計画について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫正明
政策調査課調査広報班 主査 上田雅子
議事課議事調整班 副主幹 姫野剛

人口減少・少子高齢化対策特別委員会次第

日時：平成28年3月23日（水） 予算特別委員会終了後

場所：第4委員会室

1 開 会

2 付託事件の調査

(1) 子どもの貧困対策について

3 今後の調査計画について

4 その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

土居委員長 ただ今から、委員会を開きます。本日は次第に基づき、子どもの貧困対策について調査を行います。

それでは、執行部から説明をお願いします。

草野福祉保健部長 私のほうから子どもの貧困対策のこれまでの取り組みについてご説明申し上げます。その後、今回の計画または今年度の事業について、関係課室長のほうからご説明を申し上げます。県は、これまで貧困を抱える家庭に対する支援として、義務教育段階での放課後や土曜日等の学習支援や高校生などに対する奨学金の貸与、さらには、ひとり親世帯に対する児童扶養手当の支給や福祉資金の貸し付けなど、様々な施策を行ってきました。今回、計画の最終案をお持ちしていますので、その39ページをお開きいただきたいのですが、そういう、いろんなことをやってたんですが、子どもの貧困率が高いということが大きく社会問題化しまして、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」というのができました。これを受けまして、平成26年の12月にこの39ページにあります、「大分県子どもの貧困対策推進会議」というのを福祉保健部の審議監をトップに、40ページをごらんいただきたいのですが、関係部の課長等で構成する会議を設置したところです。

次のページ、41ページ、42ページをお開きいただきたいのですが、その推進会議の下に、特に42ページを見ていただければよろしいかと思いますが、ワーキンググループを置きまして、2つの部会を置きました。教育支援部会、生活支援等部会ということで、それぞれの部会に外部委員として、小学校の校長先生であったり、スクールソーシャルワーカーであったり、または、市で子供施策を行っている職員等々、または、家庭相談員等々に入っていたりしながら、本庁の各部も加わる形で議論をしてきたところでありまして、

この議論をとおしまして今回の子どもの貧困の計画を策定してきております。さらに外部の有識者ということで、「子ども子育て応援県民会議」の意見をお聞きしたり、パブリックコメントで県民の方々の意見をお伺いしています。また、議会におきましては、福祉保健生活環境委員会において、その都度ご報告を行い、委員の皆様にご指導を賜っているところでありまして、

本日は、こうした議論を経て今月末に策定する「子どもの貧困対策推進計画」について、こども子育て支援課長から説明をさせていただきますとともに、先ほど申し上げましたように、今年度いくつか新規事業を組んでおりますので、それにつきまして、福祉保健部と教育委員会から説明をいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

飯田こども子育て支援課長 私のほうから、子どもの貧困対策につきまして説明を申し上げます。

委員会資料のほうを用いたいと思いますが、委員会資料の1ページをお開きください。まず始めに、「大分県子どもの貧困対策推進計画」につきまして、ご説明を申し上げます。先ほど部長のほうからも申しましたけれども、お手元のほうに計画の冊子をお配りしておりますけれども、こちらの委員会資料のほうで説明させていただきます。

1 ページでございますけれども、ここでは計画の概要につきまして記載をしております。まず計画の構成につきましては、左上のⅠ計画策定の趣旨から右下のⅧ計画の評価までの8つの内容で構成をしております。

まずⅠ計画策定の趣旨でございますけど、子どもの将来が、その生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進していきたいと考えています。

その下のⅡ計画の位置付けでございますけれども、子どもの貧困対策の推進に関する法律に定める都道府県計画として策定するものでございます。

さらにその下のⅢ計画期間でございますが、平成28年度から32年度までの5年間としております。

その下のⅣ子どもを取り巻く現状と課題についてですけれども、生活保護世帯の子どもの数の推移や、就学援助を受けた児童生徒の数の推移などの項目について、現状と課題を整理・分析をしております。

生活保護世帯の子どもの数でございますけど、平成26年で1,915人となっております。また、就学援助を受けた児童生徒の数も、平成26年度で14,575人となっております。

次に、資料右上でございますけどⅤ計画の基本方針でございますが、国の子供の貧困対策に関する大綱で定める重点施策であります、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱といたしまして、具体的な施策を体系化しております。

その下のⅥ計画の推進にあたってでございますが、本計画の策定を契機に、市町村や関係団体に支援の輪を広げまして、支援の取組が連動し、効果的に展開されるよう、連携の強化を図っていくこととしております。この点につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。

その下のⅦ具体的な取組とⅧ計画の評価についてですが、それについても別紙により説明させていただきます。

それでは、2ページをごらんください。まず、Ⅶ具体的な取組についてでございます。1 教育の支援でございますけど、(1)といたしまして、「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開では、①学校教育による学力保障や、②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携などを、(2) 幼児教育の質の向上では、①幼保小の円滑な接続の推進や、②幼稚園等教員への様々な研修機会の充実などを記載しています。さらに、(3) 就学支援の充実では、①義務教育段階の就学支援の充実や、②高校生等奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減などを、また、(4)といたしまして、大学等進学に対する教育機会の提供では、①高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実などを盛り込むとともに、(5) 生活困窮世帯等への学習支援では、①自立相談支援事業、学習支援事業等の実施、②ひとり親家庭の子どもの学習支援などを記載しております。

次に資料の右側の2 生活の支援でございます。(1) 保護者の生活支援では、①保護者の自立支援や、②保育料の負担軽減、③放課後児童クラブの設置・運営に対する支援など

を、また、(2) 子どもの生活支援では、①児童養護施設等の退所児童等の支援や、②食育の推進に関する支援、③子どもの居場所づくりに関する支援などを記載しています。さらに、(3) 関係機関の連携では、①生活困窮者自立支援機関の活用などを、また、(4) 子どもの就労支援では、①児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援や、②親の支援のない子ども等への就労支援などを盛り込んでおります。

それでは、3 ページをお開きください。資料左側中ほどですけれども、3 保護者に対する就労の支援でございますが、①親の就労支援や、②親の学び直しの支援、③就労機会の確保などを記載しております。その下の4 経済的支援では、①保育料の負担軽減や、②放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援や、③児童扶養手当の支給、④母子父子寡婦福祉資金の貸付などを記載しています。

次に、資料右側のⅧ計画の評価についてでございます。

計画の進捗状況を把握するうえで必要と判断した項目を指標といたしまして、それぞれ目標値を設定し、取り組みの実施状況や効果等を検証のうえ、目標値の達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。指標につきましては、生活保護世帯に属する子どもの状況、また、児童養護施設の子どもの状況といたしまして、①から⑤のとおり、中学校、高等学校卒業後の進路決定率などを、また、ひとり親家庭の親への就労の支援といたしまして、⑥の母子家庭等自立支援給付金利用者の就職・進学率を設定しています。計画の概要につきましてはの説明は、以上でございます。

続きまして、本計画に基づきまして、新年度において実施を予定しております主な事業についてご説明を申し上げます。

4 ページをごらんください。4 ページでは、平成28年度子どもの貧困対策関連主要事業といたしまして、計画の4つの支援の柱ごとに、主なものを整理しております。本日は、このうち、アンダーラインをつけております事業等についてご説明をさせていただきます。なお、1 教育の支援にあります、(1) のスクールソーシャルワーカーの配置、それから、(6) の中学生学び応援教室については、後ほど教育委員会のほうからご説明させていただきます。

それでは、5 ページをお開きください。まず始めに、貧困問題を抱える子どもの「早期発見」「早期支援」の仕組みづくり、貧困対策推進体制の整備についてでございます。

資料の上段でございますけど、多岐にわたる施策を機能させるため、困難な状況を抱える子どもを「早期発見」し、必要な「早期支援」につなげる仕組みづくりが大変重要だというふうに考えております。

そこで、大きな柱といたしまして、1 の要保護児童対策地域協議会の活用と機能強化、そして、2 の教職員を対象とした研修の実施、それから、スクールソーシャルワーカーの配置による子どものSOSを発見する現場、特に学校に対する「気づき」の機能強化を図っていきたいと考えております。

その下の施策概要というところがございますが、そちらのほうをごらんいただきたいんですが、まず1 要保護児童対策地域協議会の活用と機能強化でございますけど、これまで、児童虐待に関し関係機関での情報共有でありますとか、連携に取り組んでまいりました大分県子どもの虐待防止連絡協議会、この組織を、構成メンバーも拡充した上で、大分県要保護児童対策地域協議会に改組したところでございます。今後、この協議会におきまして、

子どもの貧困問題にも取り組むこととしており、有識者を招いての貧困問題に関する研修会も開催したいと考えております。また、市町村でもこの地域協議会を設置しておりますので、市町村のこういった協議会においても同様に、貧困問題を抱える子どもを協議の対象に加えるよう働きかけていきたいというふうに考えております。

さらに、2にありますとおり、担任教諭でありますとか、養護教諭など教職員を対象として、貧困問題の「気づき」の視点や福祉分野等の支援内容などをテーマとした研修会を実施したいと考えております。あわせて、3にありますとおり、市町村長や学校長などを対象としたトップセミナーや、広く県民を対象としたシンポジウムを開催し、子供の貧困の現状や課題、先進的な取り組みなどを紹介しながら、貧困の解決に向けた意識付け、あるいは社会的機運の醸成に取り組みたいと考えております。

それでは、6ページをごらんください。6ページでは、ひとり親家庭の子どもの居場所づくりでございますが、上段の右側の事業の目的にありますとおり、日頃から親と過ごす時間が限られ、一人で過ごすことが多い、ひとり親家庭の子どもの心に寄り添った、子どもの健全育成、生活の向上を図るために、地域での居場所を整備したいというふうに考えております。

「居場所」につきましては、資料の中段にありますとおり、「社会福祉施設」の協力をいただき、モデルで3施設で取り組みたいというふうに考えております。

実施日でありますとか時間帯、提供サービスの内容につきましては、下段にありますとおり、日曜日と平日1日の週2日を想定しております。食事の提供でありますとか学習の支援などを行いたいと考えております。

なお、資料1番下を書いてございますけど、モデルとして実施をしたいというふうに考えておりますけれども、そういったモデル事業の中で、実施体制でありますとか、子供・保護者のニーズなどについて、しっかりと検証して、その成果を広く情報提供しながら、各地域での社会福祉法人の独自事業としての展開を促していきたいというふうに考えております。

それでは、7ページをお開きください。7ページでは、ひとり親家庭の親を対象とした養成機関への入学準備金・就職準備金の貸付について書いてございます。1番上の現状・課題にありますとおり、ひとり親家庭の親、とくに母子家庭の母親につきましては、就業状況や就労収入の面において、非常に厳しい状況でございます。

そこで、その下の目的にありますとおり、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金の貸付を行いまして、修学を容易にすることによって資格取得を促進し、自立を後押しをする、そういった事業です。

貸付対象者ですけれども、資料の真ん中あたりに書いてございますが、ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者、これを貸付対象者として考えております。貸付額につきましては、養成機関への入学時に入学準備金として50万円、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸し付けるものでございます。

なお、資料の下段にありますけど、貸付を受けた者が養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職をして、5年間その職に従事した場合、この貸付金の返還を免除するとい

う組み立てにしております。

資料の1番下にご書いてございますけれども、母子父子寡婦福祉資金貸付金による養成機関在学中の授業料相当や、高等職業訓練促進給付金による生活費相当に加えまして、この貸付金による、その前後の就労支援が加わることによりまして、より一層自立が促進されるものと考えています。

次の8ページをごらんください。8ページでは、放課後児童クラブ利用料減免制度の創設について掲げております。資料上段現状・課題にありますとおり、保育所の保育料は所得に応じた応能負担がありますけれども、放課後児童クラブの利用料は所得にかかわらず一律負担となっております。低所得世帯では、保護者負担金が払えないということで、クラブの利用を断念するケースもございます。また、これが、子どもの小学校入学を契機に働くことができなくなる『小一の壁』をより深刻なものとしております。

そこで、中段の取組にありますとおり、低所得世帯でも放課後児童クラブが利用できるように、事業主体であります市町村とともに、保護者負担金を減免するものでございます。減免基準につきましては、生活保護世帯については全額免除、その他の世帯については、2分の1の減免を考えております。

こうした取り組みによりまして、下段にありますように、昼間保護者のいない小学生の安全な居場所の確保、また『小一の壁』の解消により親が安心して働き続けることができる、そういった効果を期待しております。

次に9ページをお開きください。児童扶養手当の拡充（多子加算の倍増）でございます。

まず、手当の概要でございますけれども、児童扶養手当につきましては、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に支給されるものでございまして、ひとり親家庭にとっては、大変大きな経済的支援の1つとなっております。手当の月額でございますけれども、今年度は第1子分が42千円、第2子が加算額として、5千円、第3子以降が加算額といたしまして、3千円となっております。

平成28年度からは、第1子分の額が42,330円に改定をされるというふうに聞いておりますけど、加えまして、平成28年8月分の手当から多子加算額が最大で倍増となりまして、第2子につきましては、1万円、第3子以降については6千円となっております。

私のほうからの説明は以上でございますが、次に教育委員会のほうからご説明させていただきます。

江藤生徒指導推進室長 それでは、資料の10ページをごらんください。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについてご説明いたします。

現在、県教育委員会では、いじめや不登校など生徒指導上の諸問題に関して、その解決や指導・助言などの支援をするため、全中学校はもとより小学校や高校にもスクールカウンセラーを配置してございます。平成28年度からは、子供の貧困など児童生徒を取り巻く家庭環境等に起因する不登校対策の一環として、スクールソーシャルワーカーの全市町村への配置に向けて計画を推し進めてまいります。

左側でございますが、スクールカウンセラーは問題を抱える児童生徒やその保護者の心理的内面への働きかけ、心理療法に基づく助言・治療により個人の変容を目指すものに対して、右側でございます、スクールソーシャルワーカーは、問題を抱える児童生徒やその

保護者が置かれた環境に働きかけ、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携・調整を図りながらネットワークを構築して支援をしていくものです。

したがって、スクールソーシャルワーカーは、学校では踏み込みにくい家庭の困り事や課題に対して、家庭訪問等を通して状況等をしっかりと把握し、関係機関やさまざまな制度等社会資源を生かして活躍してもらうこととなります。

しかしながら児童生徒の最も身近な存在である、教師との連携、協力があつてこそ効果が発揮されるものであり、学校全体で情報共有に努めることが必要でございます。今後も学校をプラットフォームとした貧困対策等の県教育委員会の重点施策として、スクールソーシャルワーカーの配置に取り組んでまいります。

以上でございます。

曽根崎社会教育課長 資料の11ページをお開きください。放課後・土曜学習支援事業についてご説明をいたします。

この事業は、平成26年度から学力向上と豊かな心を育成するために、地域において放課後や土曜日等を活用し、補充学習に重点を置きながら体験活動などにも取り組む市町村を支援するものでございます。各市町村は当該事業を活用して、地域の大人が指導者となり、子供たちに学習活動や様々な体験活動を提供する放課後チャレンジ教室及び土曜教室を実施しています。小・中学生を対象にした放課後チャレンジ教室の平成27年度実績につきましては、中核市を除く17市町村で173教室が実施されています。土曜教室につきましては、14市町村で120教室が実施されています。平成28年度は、事業内容の向上に向けまして、中学生を対象にした支援をより充実させるために、地域住民の協力を得まして補充学習を行う中学生学び応援教室を新設します。

今後も、支援者の拡大やスキルアップのための研修会を充実するとともに、地域住民の参画を得て、希望する児童生徒が原則無料で参加することのできる放課後チャレンジ教室、土曜教室、そして、中学生学び応援教室を一層推進してまいります。

主要な事業の説明は以上でございます。

土居委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方。

阿部委員 まず、冒頭なんですけど、この計画をつくるというのは、今ご説明をいただきまして、大変、微に入り細に入り、いろいろ隅々まで入っていつているなどと思うんですが、1つは、この貧困という言葉がですね、非常に打ち砕かれるような言葉に聞こえて、これは全国、国の機関としてやっている言葉というのであればやむを得ないこともあるんでしょうけど、大分県でこういう計画を策定するのであれば、独自のね、それはそれであろうとも、何かそういう名称はないのかなど。非常に何か、貧困というのがですね、ちょっと、ぐさっとくるなという感じがするんですよね。

それともう1つ、子供たちがどういう状況かということ把握するために、いろんな協議会だとか、団体を通じてやっていくということは説明をいただいたんですが、1番身近に接しておるのは、全て入っているということ前提として保育園、幼稚園、それから、中学生ぐらいになれば、いろんなことがまた違ってくるでしょうけど、小学校、こういうところが1番身近に子供の状況、本当に一日それぞれ毎日の時間帯でもって状況が把握できる1番の場所だと思うんですよね。

連絡協議会等は、ある意味で連携をとりながらやっていかなきゃならんとは思いますが、そのところがですね、例えば1つ挙げれば、生活保護世帯と言われても、余り公にされたくないとか、いろんな実情が重なってきていると思うんです。そうすると、どの部分でそれを取り扱ったらいいいのかというのは非常に神経を使わなきゃならんとは思いますが、やはり保育園だとか1番接しているところをどう活用するかということは多分考えておられるんだと思いますので、そこのご説明とですね。

いま1つ、先ほど教育委員会から説明をいただいたんですけど、小学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの措置をしていくというのは、決して悪いことじゃないというふうに思いますが、先ほど言ったように、保育園であろうと、幼稚園であろうと、小学生、まだ精神的に成長していないこの子供たちに1番接しているのは学校の先生だと思うんですよね。その学校の先生がですね、1つこういうことをつくることによって、ある程度、時間帯をもって子供たちから、ぽっと離れてしまうようなことはないかですね。

私は、もう後期高齢者のあれに入りますから、過去を言ってもしょうがないんですけど、やはり我々のときから、ずっと今でも続いているのは、学校の先生が家庭訪問をして、やっていくという流れが、今も続いておるとは思うんですが、そういう事柄をもってつかんでいくというのが、今まであったと思うんですよね。あったのに、それでもこういうものができなかったからこういうふうになってくるのがですね。じゃ、今まで何をやってたのかということにもなるんですけど、そのところをもう少しですね、例えば1つの学校を捉えたら、職員会議等で、やっぱりそういう議論をしているのかですね。それに対して、学校として、教職員全体として、学校組織の中における教職員のそれぞれの方々が、どう対応しようとしているのかですね。これは、ソーシャルワーカーだとか、カウンセラーだとか、そういうところに、ぼんと放り投げてしまうのかですね。そういうふうに私はちょっと受け取った部分もあるのでお聞きをしたいんですけどね。そのところをよろしく願います。

土居委員長 3点お願いします。まず、言葉の問題です。

飯田こども子育て支援課長 私のほうから、まず子どもの貧困という用語、それが計画の中にも、用語として入っております。繰り返しになりますけれども、この計画は、国のほうで策定をしております子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして策定をするということで、今回、子どもの貧困対策推進計画という名称とさせていただきます。

これにつきましては、私どもも、名称については議論の中で検討した経緯もございます。けれども、なかなか通称といいますか、ちょっと違う名称にするというところでいろいろ考えましたけれども、やはり子供の貧困というところを、あえて明らかにしていくために、必要な施策を体系化するという計画でございますので、今回、大分県子どもの貧困対策推進計画ということで、国の法律からそのままってきたといいますか、そういったことで考えております。

それから、保育所であったり、幼稚園、子供さんや保護者と接する機関、そういった現状というのが、よくわかっているということで、そういったところの連携についてでございますけれども、まず1点は、今私ども、昨年度から、保育所の保育士さんに、保育コーディネーターの養成を、これは、県の保育連合会さんのほうに委託をして、26年度、2

7年度、今166人の保育士さんに、コーディネーターの養成研修をしていただいております。この狙いといたしましては、気になる子供さんやその保護者を、保育所の現場、認定こども園の現場で、発見をして支援機関のほうにつないでいただく、そういった役割を保育士さん、保育教諭さんに担っていただきたいという思いから、そういった養成も行っていきますので、コーディネーターさんを通じまして、貧困もしくは生活上非常にハンディーを負っているご家族を含めた、そういったケースを早期に発見していきたいというふうを考えておりますし、また、県の要保護児童対策地域協議会も今回設置をいたしました。また、これについては、市町村のレベルでもこの協議会がございますので、これまでは、どちらかといいますと児童の虐待を中心に情報共有を行ってきましてけれども、来年度からは、子供の貧困についても協議の案件として据えまして情報共有していく。これについては、市町村にも働きかけをしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

江藤生徒指導推進室長 先ほど委員のほうからご指摘がございました家庭訪問でございますけれども、年度が変わったりとか、新しい体制になった時に、各家庭に入って行って家庭訪問をしているという体制は、今既にやっております。また、その中でも、なかなか見つけにくいものもございますし、同時に、学校の教員で踏み込みにくい問題もございます。そういったところを、今回やろうとしているスクールソーシャルワーカーとをつないで、学校と教員、それとか関係機関とつないで支援をしていきたいというふうを考えております。

それから、学校では現在、全ての公立学校に管理職が委員長を務めます、いじめや不登校の校内対策委員会というのが設置されており、その中で支援体制や防止対策等が話し合われております。校長のリーダーシップのもと、こういう学校の組織をしっかりと活用し、さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの情報共有に努めながら、組織的に対応していきたいというふうに取り組んでいるところでございます。

阿部委員 先ほどの名称の問題等は、こういう意見があったということだけは、しっかり踏まえておいてください。

それと、コーディネーターだとか、そういうのをつくられていくということは、それはそれで、責任者をつくっていくということは、いいことだと思いますけど、やはりAという保育園なら保育園で、それを全体で取り組んでいく、そういうことが大事なので、そういう意味で、職員会議等々で、そういうところが、どれだけ話し合いをされておるのか、そういうところを、どう引き出してくるかというのも大事だと思うんですよ。

それと、教育委員会ね、やはり、その教員が踏み込めないというね、それが、前面にぼんと出てきても、踏み込んでいくのが教員じゃないのというふうに戻したくなるような、そういうあれもあるので、そこのところは、どこまでどうだということもあるのかもしれませんが、やはりそういう教員の1つの思いをしっかりと持って、こういうのに取り組まないで、これとこれは分けてしまって、ここはカウンセラーでします、ソーシャルワーカーでします、だからここは、いいんですよなんか言いよったら、それは、今度どこか取りこぼしが出てきますよ、取り残しが出てくるような。

だから、やっぱり全体で、職員会議でそういうことを、しっかり課題として出して議論をしていますかということを私は聞いたので、そういうことを踏まえて全体でやっていく、

そして、これの計画は、しっかり行われていくということが大事だと思いますので、そのところはよろしく願いをいたします。

以上で結構です。

土居委員長 それでは、よろしく申し上げます。

吉岡委員 済みません、4点ほどお伺いしたいと思います。

初めに、3ページにあります3の中の②ですけど、親の学び直しの支援というのは、具体的にどういうことを言われるのか教えてください。

それから、4ページの1教育の支援の中の(6)その他の教育支援で、中学生学び応援教室がございます。放課後、土日の支援とかもあるんですが、このところにある長期休業中の大学生による補充学習というのが、11ページの中学生学び応援教室には入っていないんですね。それで、これは、どういうふうに捉えていいのかなど。

例えば、大分市がメンタルフレンド制度というのをつくってございまして、ひきこもりの子供のところに、大学生が、有償ボランティアだと思うんですが、訪問して、一緒に勉強したり、遊んだりして人脈をつくって、登校できるまで支援していこうという制度がたしかあると思います。そこまでを意味しているのか、単に羅列してあるのか。11ページの内容がわからないので、それをちょっと教えてください。

それから6ページ、これはひとり親家庭の子どもの居場所づくりで、モデル事業として、今回は社協に委託するというふうになっているんですけど、この地域の居場所で、民生委員さんからよく言われておりますのが、子供の貧困、家庭の状況というのは、民生委員さんが地域でおおよそわかると。ところが、困ったことに勝手に踏み込めない。どこで、そういうことを聞いてきたのと聞かれると、自分たちは手を出したいけれども、手を出ることができない。それで、何らかの方法で、例えば自分たちが家庭訪問してとか、何をしてとか言われると、行って、例えば、子供がいれば、御飯の応援をしたりとかしたいけど、どこまで踏み込んでいいのか。民生委員さんは、独居老人とかいうのは結構あるんですけど、特に子供を持っていて必要とする家庭には、なかなか届かないというジレンマがあるので、何とか一歩前進できるようにという意見をいただいております。

それから、8ページの放課後児童クラブなんですけど、これはもう希望者が全員入れるのかどうかですね。保育所もそうですけど、学校に行ったけど、育成クラブがいっぱい入れなくて漏れたのよ、とかいうこともあります。せっかく補助していただいても、入れなければ、また入れない人が出てくるということで、どこまで充足できるのか、ちゃんと入れるのかどうかですね。

それと、9ページの児童扶養手当の支給ですけど、これは年3回になってはいますが、法律で決まっているんですかね。もうちょっと、せめて2カ月に1回にしてくれると使いやすいと、計画も立てやすいと、いろいろなこともありまして、そういうことが可能なのか、どうかですね。市町村によるのかということも、ちょっと教えていただきたい。

最後にもう1つ、スクールソーシャルワーカーが今回できまして、素晴らしいと思います。ただ、これは各市町村にお1人ずつというふうに書いていますので、果たして、1人でそれだけのことができるのかと。行った現場によって、次につながれると思うんですけど、じゃ、つないで訪問する人たちがどこまで踏み込めるのかなどというのもありまして、ただ、今ここで思ったのは、特に大分市なんかは21万世帯あるのに、1人で足りるのか

など。小さい市と大きい市で何倍か違いますので、そこら辺はどういうふうにされるのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

飯田こども子育て支援課長 私のほうからは、まず3ページの保護者に対する就労の支援の中の親の学び直しの支援について、どういった取り組みを盛り込んでいるのかということでございます。

これにつきましては、冊子の最終案のほうの30ページをお開きいただければと思います。

30ページのところで、②といたしまして親の学び直しの支援と書いてございますけれども、ここでは、生活保護法によります生業扶助の支給でありますとか、あと、母子家庭を対象にいたしました給付金事業でありますとか、あと、高等職業訓練促進資金の貸し付け事業、さらには、母子父子寡婦福祉資金の貸付、こういった取り組みを計画の中で盛り込むこととしております。

それから委員会資料6ページの、ひとり親家庭の子供の居場所づくりに関しまして、民生委員さん、地域で貧困家庭といいますか、低所得の家庭の非常に課題を持っている方たちの情報を持っているんだけど、なかなか踏み込めないという、そういうジレンマということの話でございましたけれども、そういった民生委員さんのご活躍といいますか、そういったところは、私どもも大変期待をしておりますので、例えば、要保護児童対策地域協議会の中には、県も市町村もそういった民生委員さんに構成メンバーになっていただいておりますので、また、この要保護児童対策地域協議会につきましては、これは児童福祉法に根拠を持っておりまして、完全な守秘義務が課せられますので、そこで個別のケースを検討する際、いわゆる守秘義務がお互いにかかりますので、ある程度、個別の話がそこでできるという協議会でございますので、ぜひそういった、いわゆる要対協という組織ですけれども、ここを活用していただければなというふうに考えております。

それから、8ページの放課後児童クラブの利用料減免の関係で、放課後児童クラブになかなか入れないというケースがあると。これにつきましては、一部の市町村によっては、待機児童が発生しているというのが現実としてございます。これにつきましては、市町村と連携しながら、放課後児童クラブの施設整備、これも毎年予算をいただいて、その数もふやしておりますので、そういった放課後児童クラブ全体の質、量の整備の中で、そういった待機児童の解消にもつなげていきたいというふうに考えております。そういったことを通じまして、低所得世帯の方に対する経済的な支援を通じまして、クラブの利用ができるように取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それから、9ページの児童扶養手当の関係でございまして、確かに、年3回の支給でございまして、これはたしか、法律の中で規定されておりますので、県の判断で年3回を年4回、5回にするということは、制度上できないということになっております。

曾根崎社会教育課長 資料4ページの左側、1教育の支援、(6)中学生学び応援教室でございまして、11ページのほう詳しく載っておりますので、こちらでご説明をさせていただきますと思います。

この事業は、中核市を除く17市町村におきまして、協育ネットワークというものを今県が進めております。これはどういうものかと申しますと、公民館等を拠点としまして、

退職教員、それから自治委員の方々、地域の企業の関係者、また、この地域の住民の方々から成り立つ校区ネットワーク会議というものを設置しまして、そこに集う方々が、コーディネーターさんの調整によって、ここの11ページに載っています放課後チャレンジ教室、土曜教室、それからあと、子供たちの登下校の見守りとか、授業中のアシスタントなどの学校支援を行う、そういうふうな形で、そういうところの指導者となって、総合的に子供たちを支えていくネットワークでございます。

その中で中学生学び応援教室というのは、これまで27年度までは土曜日に開催をする土曜教室の中の一部だったんですけども、中学生は、やっぱり部活動等がございますので、なかなか土曜日と限定されると難しいということで、土曜日も含め日曜日、それから放課後でも構わないという形で、この中学生の学び応援教室を新しく設けたいというふうに考えています。対象を少し学習のおくれがちな中学生を対象としまして、1教育事務所当たり6教室、36教室ぐらいを目標に設置をする予定でございます。

先ほど委員がおっしゃられました大分市との関係ですが、大分市は、別に中核市ということで、この事業を国庫の補助で行っておりますので、実施することができるようになっております。

中学校の場合は、補充学習を中心に行いますので、教える内容も少し高度になりますので、塾の講師、あるいは退職教員のほかに、大学生とか、中には、高校生もやりたいという子供が出てきておりますので、そういう方々に、ご協力を願うという形で進めてまいりたいと思っております。

江藤生徒指導推進室長 スクールソーシャルワーカーについてのご質問でございました。

現在、大分市は中核市ということで、独自に5人のスクールソーシャルワーカーがおるということでございます。また、次年度に向けては若干ふやすというふうにも聞いておりますが、国のほうは、平成31年までに全中学校に配置するという目標を掲げているようにあります。本県で、どこまでどうできるのかという部分がございますけれども、まずは平成28年度、来年度に、スクールソーシャルワーカーを全市町村に1人配置できるように頑張り、その人たちのノウハウをぜひ広げていって、もう1つの問題として、人材確保という面もございますが、その人材を育てて、スクールソーシャルワーカーを活用していきたいというふうに考えてございます。

大戸地域福祉推進室長 民生委員さんの活動について補足でございます。

民生委員さんは、児童委員も兼ねておりまして、児童のいる家庭にも目配り、心配りをいただいているところでございますが、やはり地域の中にもいるといっても、みんなが顔見知りなわけではなく、知らないところには、どう声をかけていいのか悩む、あるいは声をかけても、その後どこまで支援すればいいのか、また、どの専門機関につなげればいいのか、悩むことが多いんだというふうなお声をお聞きしてきたところです。

そのため今年度、市町村と協力いたしまして、民生委員さんの活動の手引き、Q&Aのようなものを作成して、この3月に完成する予定となっております、民生委員、児童委員さんの活動の一助になるものというふうに考えております。

以上です。

吉岡委員 たくさんの質問をしましたが、ありがとうございました。

いずれにしても、子供たちが、これからすくすく成長していくためには、やはり、我々

ができることをしないといけないなど。その中で、引きこもったり、家庭ごと引きこもったりするところもあるので、また幅広く、すばらしい計画なので、これは、さらに実現できるように取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

後藤委員 私がお聞きしたいのが、私が子供のころ育った地域、割と父子家庭、母子家庭が多い地域でして、そして、僕が知る限りは、30年も前からこういった貧困問題というのがある地域だったんですね。僕が高校のときに、近くのお母さんが、いわゆる隠れ貧困で、見えない貧困の方です。食う米もなくて、生まれたばかりの赤ちゃんを殺したという事件があって、あんまり事件にならなかったんですけど、本当に、これ探してやろうと思ったら、市町村の窓口に行って、国民健康保険の滞納だとか、ああいう方を調べたら、保険証を持っていない、滞納して、ずっと行けないお母さんはいっぱいいると思うんですよ。

もちろん子供も病院に行けない、行きたくても行けない子はいっぱいいると思うので、そういったところを、個人の権利保護だとか、いろいろあるのかもしれませんが、探そうと思えば、そういう方法で恐らく、こういった貧困問題にたどり着くのではないかと思うんですけど、そういったことは難しいんでしょうか。それをお聞きしたいです。

飯田こども子育て支援課長 貧困家庭にある方、低所得世帯、そういった方々を探すといえますか、それは、いろいろな学校の現場であったり、先ほどの市町村、市役所の窓口であるとか、民生委員さん、主任児童委員さんであるとか、そういった方々の協力を得ながら、困っている方たちを早期に発見するというので、これについて、ある程度一律にいいいますか、それは、多くの支援者の力をいただきながら、早期に発見して支援していくということしかないのかなと。

ただ、私ども市町村の要対協という組織に今回、子供の貧困についても、きっちりと協議する案件として、踏まえてほしいといったことを言っておりますし、また、これについては新年度、市町村に対して、改めて要対協を活用した貧困対策の実施をお願いしようと考えています。この要対協については、さまざまな機関が構成メンバーとして参加しておりますので、そういった要対協の中の、例えば個別検討であったりとか、実務者会議とかで、そういった世帯の把握等が進むように、県としても市町村のほうに働きかけていきたいというふうに考えております。

大戸地域福祉推進室長 貧困問題ということでございましたら、生活保護という制度があるわけでございますけれども、ご指摘のとおり申請主義ということでございまして、なかなか、先ほどお話のあった声を上げられない方の貧困まではつかみ切れないという問題がございます。

そこで、今年度4月に、生活困窮者自立支援制度という制度がスタートいたしました。これにつきましては、各市町村に設置された自立相談支援機関の職員が地域に出向いて、民生委員さんとか、児童委員さんと連携をとりながら、困っている人があったら、声かけをするなどの方法で把握する、いわゆるアウトリーチのような手法で、きめ細かな貧困の把握をしていこうというものでございます。こういった取り組みも、今年度から始まったところでございます。

以上です。

後藤委員 ありがとうございます。

土居委員長 ですから、行政が持つてゐるさまざまな情報を駆使して、連携して、特定して

支援をする、出向いていくということは可能なんですか。

大戸地域福祉推進室長 今は難しいかと思えます。先ほどの滞納情報に基づいて滞納者を訪問していくというのは、あなた滞納しているから来ましたというのは、ちょっと難しいかなというふうに思っています。

そこで、やはり民生委員さんなんかと協力しながら、どうも生活が苦しそうだぞという情報があれば、さりげなく声かけをするような方法になろうかと思えます。

土居委員長 そのほかございますか。

嶋委員 子供貧困対策というのは、子供のいる厳しい経済状況の家庭を応援しようということだと思います。

さっき、阿部委員からも話がありましたが、貧困という言葉の意味は、大事なものが欠けているということでありまして、子供にとって大事なものが欠けているとかいう、この言葉の使い方、私はいかがなものかなと思います。子供のいる家庭をしっかり支援していく対策ということで、私はいいいんではないかなと思うんですが、これは意見ですが。この計画の目標値ですけど、中学校卒業後の進路決定率、県全体の進路決定率99.2%を目標にしておりますが、そもそも県全体の目標というか、99.2%というのは100人に1人いるかないかというところだと思いますが、100%を目指すべきじゃないですか、99.2%じゃなくて。こうした生活保護世帯、あるいは児童養護施設の子供の中学卒業後の進路決定率も、100%を目指すという姿勢が必要なんだと思います。そういう姿勢が、こうした対策が必要なくなる社会をつくっていくということだと思いますが、お考えをお聞かせください。

飯田こども子育て支援課長 目標値につきましては、これは現時点での県平均を5年後の目標値として掲げております。

確かに、100%ということを目指すべきではないかというご指摘でございますけれども、実際の現況値等々を考えたときに、5年後の目標としましては、やはり現時点での全县の平均値を目指すというところを決定といいますか、そういう方向に至ったところなんですけれども、そこは、ちょっとご理解いただければという思いもありますけれども、気持ちとしては、やはり当然計画をつくり、この計画をもとに、さまざまな取り組みを行っていく上では、やはり貧困に苦しむ世帯の解消ということに努めていく、そういう思いは変わりませんので。ただ、目標値については5年後の目標値といたしましては、現時点での全县平均をまず目指すといったところが現実的のところかなということで、今回この目標を掲げたところでございます。

以上でございます。

嶋委員 現況値が99.2%なら、この全体の決定率を県として100%を目標にすべきではないかと思っているんですよ。その上で、こうした世帯の子供たちも、それに合わせて計画を進めていくということのほうが合理的じゃないんですか。

飯田こども子育て支援課長 確かに、100%という目標値を掲げるべきではないかと、そういうお考えについては十分理解をしているつもりなんですけれども、今後この計画、28年度から5年間取り組む中で、まず現実といたしまして、例えば99.2%でいかか、全县平均というところをまず目指すというところから、出発したいという思いでございまして、決してこれで消極的といいますか、後ろ向きな取り組みを行っていくということは

毛頭考えておりませんので、思いとしてはやっぱり100%という、こういった生活困窮者であったり、貧困層にある方たちをなくすといえますか、当たり前の生活ができるような、そういった社会を目指していきたい、そういう考えは変わりませんけれども、100%という思いで、今後取り組みたいというふうに考えております。

嶋委員 県全体の現況値99.2%ですが、これを将来どのように、100%を目指すべきだというふうに私は何度も申し上げていますが、教育委員会の見解もお聞かせいただけますか。

岩武高校教育課長 うちのほうが、進路決定率の目標値というのを、教育委員会で99.2%、97.9%という数字をうちが持っているわけではないんですね。だから、総合的な取り組みの中から出された数字ではないかというふうに思っております。当然、教育委員会としては、もうこれ99.2%、97.9%までできておりますので、未決定の子がいないように、最後の1人までしっかりとやっていくというのが教育委員会の姿勢であることは間違いありません。

土居委員長 そのほかございませんか。

馬場委員 5ページの学校現場向けの研修会の開催ということで、研修会をされるというふうに思うんですけども、学校の中で、子供たちの姿が見えるというのは、例えば、集金がなかなか出てこないよねというのがあったり、服装がちょっと厳しいよね、例えば、入学式があるのに制服が手に入らない家庭もあるよねとか、それから、進路を迎えたときに、なかなか入学金がとか、いろんな日常の中で、かなり学校のかかわりが出てくると思うんですよ。

私も、そういういろんな場面のときに家庭訪問して、保護者の方とどうですかというようなお話ができるような、そこから、それを言える関係ってなかなかどうですかというような、そういう関係性をつくるのが1つ必要じゃないかなというふうに思うんです。

研修会の中でも、例えば、そういう子供さんがいたときに、多分、学校の中でも、じゃ、制服をどうするかというようなことを行った学校もかなりあると思うんです。どこか卒業生からもらってきてあげようとか、そういう家庭がかなり多いんじゃないかなという、そのときに学校がどういうふうにかかわっていくのかという、福祉のこういう仕組みがありますよ、とかいうことを保護者に伝えるということができると思うんですけども、なかなかその辺の、この研修会がどういう研修会になるのかなというのが1つ。

もう1つは、ひとり親家庭の子供さんがかなりふえているので、この子供さんの親が、ほとんどパートの方とか、かなり多いんじゃないかなというふうな気がするんですけども、この中で、ひとり親家庭を応援する企業、事業所の改革とか、マッチングとか、このひとり親家庭の収入がかなり低いということが、結構、子供に影響してきているのかなというふうに思うんです。そのあたり、働くというところをどのように、いろいろな支援をするというのがあるんですけども、そういう企業さんとの、どのような取り組みをされるのかなというところを教えていただければなど。

藤本教育人事課長 それでは、研修の内容についてお答えいたします。

来年度につきましては、10年経験をした教職員を対象に、このような研修を実施する予定にしております。当然、学校、家庭、地域の協働という観点と、生徒指導における組織連携、そういったものがメインになってくるかと思えます。

また、主任の段階からそれぞれの学校で、いわゆる日ごろの授業とか、保護者との関係、そういったものを通じて、どのように対応していくかというのは、主任の段階からOJTという形で実施をしていく予定にしております。

以上でございます。

飯田こども子育て支援課長 私のほうから、まず、今回の貧困対策の推進体制の整備の中の研修会といたしまして、先ほど委員のほうからも、福祉分野へのつなぎでありますとか、また当然、貧困問題に対する引き継ぎのところで、どういった研修を通じて、そういった気づきの視点を高めるか、また福祉分野との支援をどう身近なものにしていくかということでございますけれども、これについては、来年度の研修会のカリキュラムといいますか、内容につきましては、当然、座学のような通り一遍といいますか、そういったものではなくて、やはり担任の先生であったりとか、養護教諭の先生方が、貧困問題に、ちょっとしたSOSの発信に気づいていただける、そういった能力を高めていくといいますか、そういった視点が向上するような研修のカリキュラムを、これから徹底的に良く考えていきたいというふうに考えております。当然、教育委員会、そこからのお知恵も借りながら、本当に役に立つといいますか、実務的な研修内容になるように、これから検討していきたいというふうに考えております。

それから、ひとり親家庭の就業収入を高めていく意味では、企業とのマッチングといったところが非常に重要になってまいります。これにつきましては、今、母子寡婦福祉連合会のほうに委託をいたしまして、就業自立支援センター事業というものを実施しておりますけれども、引き続き、このセンターの中で企業開拓、それから、求人求職のマッチング、さらには、実際の履歴書の書き方であるとか、企業面接の受け方であるとか、そういったマナー講座についても、引き続きセンター事業のなかで取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

馬場委員 なかなか見えにくいというのが1つ特徴かなというふうに思うんですね。

それで最後ですけど、相模原市で児童相談所がかかわった案件で、中学生が自殺したというのが先日報道されたんですね。なかなか強制的に親から離して、児童養護施設に入れるというところはできたんでしょうけど、ただ、親の対応として、児童相談所がかなりかかわられたと思うんですけど、なかなかそこができなかったというところが、多分子供たちって、とても親に対する思いっていっぱい持っていると思うんです。

5ページの要保護児童対策地域協議会等でも話をされて、多分あの事件もいったと思うんですけど、貧困問題をこういう協議会の中に入れていくというところが、どういう形で進められていくのかなと。例えば、この子はとても今心配でと、学校のほうから協議会に行く部分もあるでしょうし、地域からもあると思うんですけど、イメージ的には虐待と同じような形で、この協議会の中で貧困の問題を扱うということになるんですか。その辺を。

飯田こども子育て支援課長 要保護児童対策推進協議会、いわゆる要対協につきましては、4年前ですか、平成23年11月に別府市で虐待死亡事件が発生いたしました。あの事件を契機に、県と市町村で、要対協の場で、例えば市町村が持つ情報、それから児童相談所が持つ情報が、完全に共有化されるための共通管理台帳というものをつくりました。それは、当然今も管理台帳をもとに、市町村と児童相談所で共有しておりますし、ケースによ

っては、受け渡しをしたりということで、いずれにしても、市町村と児童相談所がしっかり情報を持っているといった状態というのを、今取り組みを行っておりますけれども、今回、従来のそういった虐待ケースにプラスをいたしまして、子どもの貧困対策についても、要対協のほうで情報共有、また関係機関での協働した支援、そういったものに取り組んでいきたいということで、特に県の要対協については、貧困対策にもということで、県社協でありますとか、母子寡婦福祉連合会、さらには就労関係で労働局、それから社会福祉士会といった機関にも加わっていただいて、そういったメンバーの拡充も行いながら、これから貧困対策についても、取り組んでいきたいと考えておりますけれども、当然やはり情報共有、特に市町村の要対協においては、そういった貧困ケースといいますか、そういったご家庭についての情報も、その要対協の中で共有していただく、そういう体制にしたいと思っておりますし、そうなるように市町村のほうに働きかけをしていきたいというふうに考えております。

土居委員長 その要対協の開催頻度というのは何回ぐらいですか。

飯田こども子育て支援課長 特に、市町村の要対協については個別のケースを取り扱いますので、特に、実務者会議と言われている会議については、大体、月1回行っております。特に、中津市さんなんかはかなり、それ以上の頻度で開催しているというふうに聞いておりますが、大体は、月1回は必ず開催をしていると。

土居委員長 そのほかございますか。

私から1つですけど、ひとり親家庭の子どもの居場所づくりで、社会福祉施設を活用して居場所をつくろうという取り組みですけど、私の場合は、妻がいるんですけど、私の子供は、これを利用することはできるんですか。

飯田こども子育て支援課長 この居場所づくりにつきましては、原則といたしましては、ひとり親家庭の子供さんを対象にしております。ただ、ひとり親家庭の子供さんだけに、それ以外に困っているお子さんがいたときに、どうするんだという声も実はありまして、原則はひとり親家庭の子供さんということにしていますけれども、そこは幅広に考えていきたいなどは考えております。

土居委員長 例えば、放課後児童クラブにおいて、福祉施設の車が迎えに来て、それに乗って福祉施設の中の居場所に行くと。そういう皆さんはやはり周りと違うんですよね。周りと違うというか、うちはひとり親家庭の貧困の家庭なんやという認識を多分持つでしょうし、周りの皆さんがそれに気づけば、ああ、おまえのそこは貧困やなということになりかねません。ですので、この辺、十分に配慮しながら、放課後児童クラブの減免もそうです。入金の仕方、やはり配慮があってしかるべきだと思うので、その辺、しっかりとよろしく願いいたします。

それから、スクールソーシャルワーカーですけども、メディカルソーシャルワーカーと違って、医療関係のソーシャルワーカーよりもというか、収入が落ちるだろうと僕は思うんです。実際、全県下、全部そのような基準ですから。ですが、やはり子供が困っている、何とかしたいという思いで来られる方ですので、ぜひ学校で孤立することなく、学校組織全体で支援をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

では、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

土居委員長 ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 それでは、執行部の皆さんお疲れさまでございました。どうもありがとうございました。

次に、今後の調査計画について私のほうで案を作成しましたので、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

土居委員長 ということですが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

土居委員長 ありがとうございます。

県外調査でどこか行きたいところはございませんか。

〔「任せます」と言う者あり〕

土居委員長 よろしいですか。

〔「お願いします」と言う者あり〕

土居委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご要望はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 ほかに何もなければ、この予定で今後進めさせていただきます。

そのほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

土居委員長 何もないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。